

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和5年6月26日

広島市長

提出者

住所 広島市中区基町7番33号

氏名 地方独立行政法人広島市立病院機構  
広島市立広島市民病院  
病院長 秀 道広

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 082-221-2291

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	地方独立行政法人広島市立病院機構広島市立広島市民病院
事業場の所在地	広島市中区基町7番33号
計画期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	医療業
②事業の規模	1 病床数：743床 2 診療科目：37科 3 患者数：入院患者延数 203,856人、外来患者延数 392,534人（令和4年度）
③従業員数	1,966人（内、非常勤及び臨時職員301人）（令和5年4月1日現在）
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	感染性医療廃棄物及び可燃性廃油については、委託業者が収集・運搬の上、焼却処理している。処理の工程は、別表1のとおり。

別紙4

(廃棄物処理法-特管理産業廃棄物計画書)

現状：前年度（ 4 年度）実績量  
 計画：今年度（ 5 年度）計画量

単位：トン／年

単位：トン／年

特別管理産業廃棄物の種類	排出抑制に関する事項		自ら行う再生利用に関する事項		自ら行う中間処理に関する事項				自ら行う埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	排出量		自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
廃油	6.476	6.476									6.476	6.476	6.476	6.476						
廃酸																				
廃アルカリ																				
感染性産業廃棄物	1232.898	1232.898									1232.898	1232.898	1232.898	1232.898						
特定有害産業廃棄物	廃PCB等																			
	PCB汚染物																			
	PCB処理物																			
	指定下水汚泥																			
	鉱さい																			
	廃石綿等																			
	燃え殻																			
	ばいじん																			
	廃油(金属を含むもの)																			
	汚泥(金属を含むもの)																			
廃酸(金属を含むもの)																				
廃アルカリ(金属を含むもの)																				
1239.374																				
合計	1239.374	1239.374	0	0	0	0	0	0	0	0	1239.374	1239.374	1239.374	1239.374	0	0	0	0	0	0

※上記に分類できない特別管理産業廃棄物がある場合に限り、空欄へその特別管理産業廃棄物の具体的な名称を記入してください。

別紙5(廃棄物処理法-特管産廃処理計画書)

**【参考様式】**

記載項目を満たしていれば、任意の様式で作成したものでも提出可能です。

1 特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項(管理体制)

別表2のとおり。

2 特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	点滴の針は感染性医療廃棄物として廃棄しているが、本体部分に関しては、廃プラスチック類収集運搬業務として廃棄することで排出量の抑制に努めた。
②計画 (今後実施する予定の取組)	同上。

### 3 特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状 (分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	感染性医療廃棄物は、バイオハザードマークが貼付された専用容器に収納されている。ただし、使用済み紙おむつについては、広島市のゴミ分別基準に基づき可燃ごみとして排出している。 可燃廃液(キシレン、ホルマリン)は、一斗缶等の空き容器に収納されている。
②計画 (今後、分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	同上。

### 4 自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし。
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし。

### 5 自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状 (これまでに実施した取組)	該当なし。
②計画 (今後実施する予定の取組)	該当なし。

6 自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>該当なし。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>該当なし。</p>

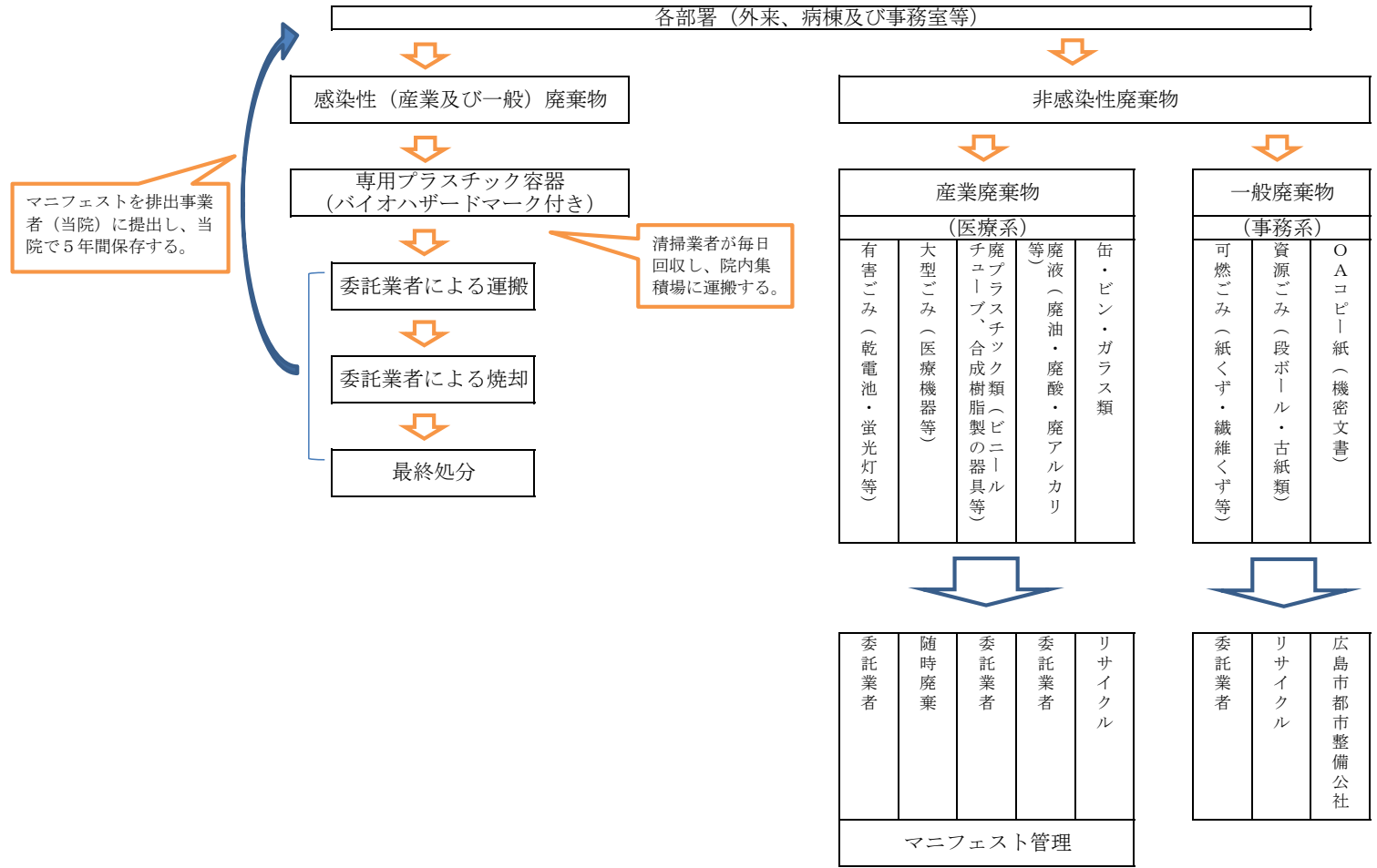
7 特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

<p>①現状 (これまでに実施した取組)</p>	<p>感染性医療廃棄物及び可燃性廃油は、特別管理産業廃棄物の収集運搬及び処分業務の許可を得ている事業者へ委託し、処理している。</p>
<p>②計画 (今後実施する予定の取組)</p>	<p>同上。</p>

8 電子情報処理組織の使用に関する事項

<p>①特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)</p>	<p style="text-align: center;">[1239.4] t</p>
<p>②今後実施する予定の取組等</p>	<p>電子マニフェストによる報告を今後も継続する。</p>

院内から排出された廃棄物処理の流れ



## 部署別廃棄物責任者

部署名	所属	責任者	リンクナース	感染性廃棄物容器設置場
西5病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション
西6病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 器材室 処置室
西7病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション
西8病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション
西9病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション
東棟5階A病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟5階B病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟6階A病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟6階B病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟7階A病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟7階B病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟8階A病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟8階B病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟9階A病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
東棟9階B病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション 処置室 汚物処理室
ICU	看護部	ICU担当看護師長		センター内
救急救命センター	看護部	センター担当看護師長		初療室 汚物処理室
中6病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション
中7病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション
中8病棟	看護部	病棟看護師長		スタッフステーション
放射線科	看護部	放射線科担当看護師長		各治療室
手術室	看護部	手術室担当看護師長		各ルーム 汚物処理室
滅菌室	看護部	滅菌室担当看護師長		滅菌室内
救急外来	看護部	救急外来担当看護師長		各診察室
外来1階	看護部	外来担当看護師長		各診療科内フロアー
外来2階	看護部	外来担当看護師長		各診療科内フロアー
外来3階	看護部	外来担当看護師長		各診療科内フロアー
外来4階	看護部	外来担当看護師長		各診療科内フロアー
人工腎センター	看護部	人工腎センター担当看護師長		人工腎センター内
	薬剤部	薬剤部長		薬剤部内
	臨床検査部	技師長		各検査室内
	病理部	主任部長		病理部フロアー
	リハビリセンター	理学療法士		
	栄養室	主任		
	医事課	医事係長		
	総務課	総務係長		
	医局	総務係長		
	医療支援センター	副看護部長		